

大道みらいこども園・久場川みらいこども園・宇栄原みらいこども園

給食調理業務委託事業に係る公募型プロポーザル募集要領

那覇市立大道みらいこども園・久場川みらいこども園・宇栄原みらいこども園給食調理業務委託に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。なお、優先交渉権者に選定された参加者は、本市と給食調理業務の委託契約締結に向けて協議を行うこととする。

1 業務概要

(1) 件名

大道みらいこども園・久場川みらいこども園・宇栄原みらいこども園給食調理業務委託

(2) 業務の目的

市の栄養士による統一献立、食材発注、衛生管理等により統一管理をしている直接施設において、一部（調理）の分野を委託することで業務の効率化を図り、安全で安定的な給食提供を行う。

(3) 主な業務の内容

- ア 調理・検食提供・配膳
- イ 食材の検収及び管理
- ウ 食器・器具類の後片づけ
- エ 機械・調理室の衛生管理
- オ 市やこども園が指定する会議や研修への参加

(4) 委託業務実施場所

名称	園児定員	所在地
大道みらいこども園	110 人	那覇市字大道 146 番地 1
久場川みらいこども園	87 人	那覇市首里久場川町 2-18-10
宇栄原みらいこども園	87 人	那覇市宇栄原 4-17-10

(5) 履行期間

準備業務：令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

調理業務：令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(6) 仕様書等

本募集要領に併せて配布する次の資料も本募集要領と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要領等」と定義する。

ア 仕様書：市が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの。

イ 様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの。

2 見積額について

各施設、3施設合計の見積額（消費税及び地方消費税を含む5年の総額）の上限額は、以下の通りとする。

※なお、給食調理業務の質の高さを確保するため、調理業務に係る見積額の下限額を見積上限額の80%（円）とする。

※審査においては下記3施設の合計金額にて評価する。それぞれに施設、合計金額について上限を超えないこと。

※価格審査の計算式について、計算式中の見積価格には準備業務に係る経費は含めない。

【大道みらいこども園分】

準備業務（令和8年3月1日から令和8年3月31日まで）：1,251,525円

調理業務（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）：147,829,000円

【久場川みらいこども園分】

準備業務（令和8年3月1日から令和8年3月31日まで）：1,193,885円

調理業務（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）：132,541,750円

【宇栄原みらいこども園分】

準備業務（令和8年3月1日から令和8年3月31日まで）：1,193,885円

調理業務（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）：132,541,750円

【合計（3施設）】

準備業務（令和8年3月1日から令和8年3月31日まで）：3,639,295円

調理業務（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）：412,912,500円

3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、公告日から優先交渉権者が決定するまでの間、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 沖縄県内の保育所、こども園、小中学校、病院、社会福祉施設のいずれかの特定給食施設において、1回100食以上の調理業務の受託実績が3年以上あり、現在も契約が継続中であること。
- (2) 過去3年間に保育所、こども園、小中学校、病院、社会福祉施設のいずれかの特定給食施設において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。

- (3) 法人格を有し、給食調理業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (4) 沖縄県内に本社若しくは支店又は営業所を有していること。
- (5) 損害賠償を担保できるとともに、以下の要件を満たす履行保証人を立てること。
 - ① 法人格を有し、安定的かつ健全な給食調理業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
 - ② 保育所、こども園、小中学校、病院、社会福祉施設のいずれかの特定給食施設において、過去5年以内に1回100食以上の調理業務の受託実績が3年以上あること。
 - ③ その他、契約主体となる応募事業者に準じた要件に該当すること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合も含む）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (7) 公告日から優先交渉権者が決定するまでの間、那覇市から入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。
- (8) 国税（法人税及び消費税、地方消費税）及び地方税（県税、市町村税）を滞納していないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申し立てをしていないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始申し立てをしていないこと。
- (10) 業務に従事する労働者について、最低賃金法に定める最低賃金以上の賃金を遵守していること及び、労働時間、休日、安全衛生等適正な労働環境を確保していること。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人ではないこと。

5 優先交渉権者等決定までの流れ

- (1) 参加希望者は、指定期日までに参加を申し込み、本市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）は、プロポーザルに参加できるものとし、本市から実地調査の案内を行う。参加資格要件を具備していない場合は、その旨を当該参加希望者に対し通知する。
- (2) 参加者は、指定期日までに本市に企画提案書等を提出及び、本市の実地調査を受けたのち、優先交渉権者等の選定を受けるものとする。
- (3) こどもみらい部所管事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「選定委員会」という。）の選定の結果、順位が1位となったものを優先交渉権者、2位となったものを「次点交渉権者」として選定し、優先交渉権者と契約締結に向けて協議を行うものとする。
- (4) (3)の期間内に本市と優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

6 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類（ウ、オ、カ、キ、クは原本）
 - ア 参加表明書兼誓約書（様式第2号）
 - イ 業務実績等報告書（様式第3号）
報告実績のうち本市との契約がない場合は、いずれか1件について契約書を添付す

ること。

ウ 納税証明書

・国税は「その3の3」、地方税は都道府県及び市町村の「完納証明書」又は「滞納のない証明書」（参加表明書提出1か月以内に発行されたもの）

エ 事業者単体の貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）

オ 法人登記簿の履歴事項全部証明書

カ 印鑑登録証明書（発行3ヶ月以内のもの）

キ 社会保険加入納入証明書

・健康保険、厚生年金保険にかかるもので令和7年6月分までに未納がないことがわかるもの

ク 労働保険証明書（労災のみは不可）

・労働基準監督署又は公共職業安定所発行のもの（適用除外者は除く）。

ケ 会社概要

・正職員数及び非正規職員数、調理師、栄養士の資格者数、集団給食経験年数等の職員構成についても記載すること。

コ 履行保証人に関する資料

i) 会社概要（パンフレット可）

ii) (様式3) 業務実績報告書

iii) その他、本市が必要と認める書類

(2) 提出部数：各2部（正本1部、副本1部）※副本はコピー可

※用紙の大きさは、日本工業規格A4判とし、図・表などA3判を使用する場合は、三つ折りしてサイズを統一すること。

※A4フラットファイル等にファイリングし、指定した提出書類毎にインデックスを付けること。また、フラットファイルの表紙・背表紙に本募集案件名と法人名を表示すること。

(3) 提出期限：令和7年9月17日（木曜日）午後5時まで ※土曜日、日曜日及び祝日は除く

(4) 提出場所：那覇市こどもみらい部こども政策課（本庁舎3階50番窓口）

(5) 提出方法：持参または郵送（電子メール又はFAXによるものは受け付けない。）

※参加表明書兼誓約書（様式第2号）を提出後に辞退を申し出る場合は、令和7年10月10日（金曜日）午後5時までに、参加辞退届出書（様式第10号）をこども政策課へ郵送または電子メールで提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 6 参加表明書等(1)ア～コのコピー

イ 応募者独自の給食に関するマニュアル等

※現在活用しているマニュアル等があれば、参考資料として提出してください。

ウ 提案書（様式第4号から様式第8号）※別紙「提案書作成要領」参照のこと。

エ ISO22000、FSSC22000 など、食品安全に関する規格等を取得している場合、それを

証する書類

オ HACCP 認証を取得していることが分かる書類又は、導入・実施していることが分かる資料。

カ 見積書（様式第 9-1 号、第 9-2 号）

※見積書は、準備業務及び調理業務別に作成し、施設毎に詳細な積算内訳書（人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等）を添付すること。

※各施設ごとに作成し、全施設合計したものも別途作成すること。

キ 履行保証人に関する資料

i) 会社概要（パンフレット可）

ii) (様式第 3 号) 業務実績報告書

iii) その他、本市が必要と認める書類

(2) 提出部数：計 12 部（正本 1 部、副本 11 部）※副本はコピー可

※別紙「提案書作成要領」参照のこと

(3) 提出期限：令和 7 年 10 月 10 日（金曜日）午後 5 時まで ※土曜日、日曜日及び祝日は除く

(4) 提出場所：那覇市こどもみらい部こども政策課（本庁舎 3 階）

(5) 提出方法：持参または郵送（電子メール又は F A X によるものは受け付けない。）

※電子メール又は F A X によるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

8 質疑応答等

説明会の実施は予定しておりません。公募内容にかかる不明点及び参加表明書、企画提案書の作成等について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

提出期限：令和 7 年 9 月 2 日（火曜日） 午後 1 時まで

提出書類：質問書（様式第 1 号）

提出方法：「17 問い合わせ先」のメールアドレスへ電子メールにて提出すること。また提出時は必ず所管課へ電話連絡をすること。

回答方法：令和 7 年 9 月 10 日（水曜日）午後 5 時までに那覇市ホームページへ掲載する。

※電話及び口頭による個別の対応はしない。

※図面等の提供も可能。要望がある場合は様式第 1 号に記載すること。

※質問が無かった場合は回答を掲載しない。

9 実地調査、プレゼンテーション及びヒアリングについて

(1) 実地調査

参加資格を有することを認められた者（以下「参加者」という）が受託または運営している調理施設において、令和 7 年 9 月 18 日（木曜日）から令和 7 年 10 月 10 日（金曜日）の期間で、市が指名する調査員により日常業務の実施状況に関する実地調査を行い、「11 優先交渉権者の選定」における委員の採点にかかる資料とする。調査は参加資格確認申請書類提出後から本審査までの間に行い、参加者毎に調整のうえ実施日を決定する。参加者は、対象施設の管理者等と連携し円滑な調査実施に協力すること。

※参加者は、上記期間に本市内また本市近隣（本島内）の実地調査可能な受託施設案を複数個所提示すること。各施設と調査受け入れに関する必要な調整を行うこと。提示された施設の中から、本市が対象施設を1ヶ所指定し実地調査を実施する。

※ただし、那覇市こどもみらい部所管施設は除く。

※出来るだけ本募集対象施設と同等の食数及び規模を持った受託施設案を提示すること。

※上記条件に当てはまる施設がない場合には、問い合わせ先まで相談すること。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングについて

選定委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

① 実施日時：令和7年10月23日（木）又は、10月24日（金）

（詳細な時間は提案者毎に後日通知する。）

② 集合場所：那覇市役所本庁舎内会議室（場所は後日通知）※本庁舎地下駐車場は有料です。

③ 実施時間：プレゼンテーション15分、ヒアリング質疑応答15分

④ 出席者：4名までとする。

⑤ 準備物：パソコン等を使用する場合は各自で準備し、本審査実施日の1週間前までに市へ連絡すること（プロジェクター及びスクリーンは那覇市が用意したものを使用可。）

⑥ 審査の順番：参加表明受付順の逆順とします。なお、辞退がでた場合は、順次繰り上げる等の方法により対応する。

⑦ 留意事項

社会情勢、その他やむを得ないと選定委員会において判断された場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに変え、書類審査により選考することができるものとし、事前に参加者へ通知するものとする。

10 審査項目及び審査基準

「大道みらいこども園・久場川みらいこども園・宇栄原みらいこども園給食調理業務委託事業者募集に係る審査基準」のとおり。

11 優先交渉権者の選定

(1) 各委員が提案者毎に採点し、その合計点が高い順に順位をつける。そして、順位を第1位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者に選定するものとする。

(2) (1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第2位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者とする。2位とした委員がいない場合は、次の順位へ読み変えるものとする。

(3) (2)において、順位を2位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点が最も高い提案者を優先交渉権者に選定する。2位とした委員がいない場合は、次の順位へ読み変えるものとする。

(4) 次点優先交渉権者は、順位を第1位とした委員の数が優先交渉権者の次に多い事業者とし、同数となる場合については、(2)、(3)を準用する。

(5) 公募結果として応募が一事業者の場合、各委員の合意により優先交渉権者を選定するものとする。

- (6) (1) から (5) にかかわらず、出席委員全員の評価点の合計点が 6 割に満たない場合は、優先及び次点交渉権者の対象から除くものとする。

12 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 本要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出された見積書が、「2 見積額について」の見積額の範囲外だった場合
※準備業務、調理業務のどちらか一方でも上限額が範囲外の場合も失格。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (5) 本要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかろうとした事実が認められた場合、または接触した場合。
- (6) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

13 審査結果の通知・公表

- (1) 優先交渉権者の選定後、審査結果は速やかに参加者へ文書で通知する。
- (2) 優先交渉権者及び応募総数は本市ホームページで公表する。
- (3) 審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。

14 契約に関する基本事項

- (1) 契約締結に向けて協議をした結果、契約内容について同意をした者から見積書を徴収し、随意契約の方法により、契約を締結する。
- (2) 契約書は、原則として本市が用意したものを使用するものとする。

15 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和 7 年 8 月 18 日 (月)
質問書の受付	令和 7 年 8 月 18 日 (月) ~ 令和 7 年 9 月 2 日 (火)
質問書に対する回答期限	令和 7 年 9 月 10 日 (水)
参加表明書の提出期限	令和 7 年 9 月 17 日 (水)
参加資格審査結果通知	令和 7 年 9 月 25 日 (木) までに
説明会	開催いたしません

提案書類の提出期限	令和7年10月10日（金）
実地調査期間	令和7年9月18日（木）～令和7年10月10日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年10月23日（木）、10月24日（金）※
提案書類審査結果の通知	令和7年10月下旬予定
契約締結日（予定）	令和7年11月下旬予定

※プレゼンテーション及びヒアリングは2日間の内1日を予定しております、詳細日時については参加資格審査結果通知の際にお伝えします。

16 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加するにあたり、書類等の作成及び提出にかかる一切の費用は、参加希望者及び参加者の負担とする。
- (2) 参加希望者及び参加者から提出された、本案件に係る書類等は、返却しないものとする。
- (3) 市が提示する資料及び回答書等は、本募集要領等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。
- (4) 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (5) 本募集要領等に定めのあるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。
- (6) 委託料の額は、消費税及び地方消費税の税率改定などの場合は、協議のうえ改定するものとする。
- (7) 委託期間の最終年度の最終月は、令和13年度から受託する事業者との間で業務が円滑に移行できるよう、業務引継ぎに協力すること。
- (8) 本委託事業に関し必要な営業許可等は、遅延なく取得し写しを提出すること。
- (9) 契約にあたっては、別途市の定める書類を提出すること。

17 問合せ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎3階
 那覇市こどもみらい部こども政策課こども施設グループ
 担当：嘉陽、宮里（英）、賀数（大）
 電話：098-861-2110 F A X：098-917-0106
 E-mail：KM-SEI001@city.naha.lg.jp